

有資格業者の入札参加資格停止に関する要領（平成16年4月22日定め）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（委員会の組織） 第16条 委員会の委員は、副知事、県土整備部長、<u>環境森林課長、 農政企画課長、管理課長</u>をもって充てる。 2～3 [略]</p>	<p>（委員会の組織） 第16条 委員会の委員は、副知事、県土整備部長、管理課長<u>及び技 術企画課長</u>をもって充てる。 2～3 [略]</p>

附 則
この要領は、令和7年4月1日から施行する。